

週刊住宅

2021年(令和3年) 7月19日号
NO. 2967 (毎週月曜日発行)

年々め購読料 18,164円(本体・送料込み(税込み19,980円))

発行所 株式会社週刊住宅タイムズ
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-4 バビル
電話:03-3234-2050 FAX:03-3234-2070
発行人 週刊住宅タイムズ 代表者 鈴木美由紀
2020年6月17日 第三種郵便物認可
問い合わせ:info@sjt.co.jp 情報提供:press@sjt.co.jp



CFネッツ流 新・大家実践塾

162

「死亡する間際の口授」

【質問】 死亡危急者遺言を読み上げ、遺言者がこれを肯定する発言(「はい」)は、「口授」の要件として、証人の1人に対して「遺言の趣旨を口授」することが求められる。この「口授」は、遺言者自らの声により、直接証人に対して述べる必要があるのか？

【回答】 必ずしも必要ではない。
遺言者の希望する具体的な遺言内容が、適切な方法で遺言の直近の時期に遺言者から直接確認され、その確認された内容の文書が作成されている場合において、証人がその文書の内容

【質問】 死亡危急者遺言を読み上げ、遺言者がこれを肯定する発言(「はい」)は、「口授」の要件として、証人の1人に対して「遺言の趣旨を口授」することが求められる。この「口授」は、遺言者自らの声により、直接証人自らの声により、直接証人に対して述べる必要があるのか？

証人の内容読み上げに返答 緊急時の遺言要件を満たす

最高等裁判所判例 H30(7・18)

遺言者の趣旨を口授して、これを肯定する発言(「はい」)は、「口授」の要件として、証人の1人に対して「遺言の趣旨を口授」することが求められる。この「口授」は、遺言者自らの声により、直接証人自らの声により、直接証人に対して述べる必要があるのか？

小林雅裕 鎌倉鑑定
〒247-0056 神奈川県鎌倉市大船2-19-35
4F 電話 0467-22-777
2 ファクス 045-330-5773 携帯 080-4196-1167
メール = kob_yashi@kikantei.com



【質問】 死亡危急者遺言を読み上げ、遺言者がこれを肯定する発言(「はい」)は、「口授」の要件として、証人の1人に対して「遺言の趣旨を口授」することが求められる。この「口授」は、遺言者自らの声により、直接証人自らの声により、直接証人に対して述べる必要があるのか？

【質問】 死亡危急者遺言を読み上げ、遺言者がこれを肯定する発言(「はい」)は、「口授」の要件として、証人の1人に対して「遺言の趣旨を口授」することが求められる。この「口授」は、遺言者自らの声により、直接証人自らの声により、直接証人に対して述べる必要があるのか？

【質問】 死亡危急者遺言を読み上げ、遺言者がこれを肯定する発言(「はい」)は、「口授」の要件として、証人の1人に対して「遺言の趣旨を口授」することが求められる。この「口授」は、遺言者自らの声により、直接証人自らの声により、直接証人に対して述べる必要があるのか？

【質問】 死亡危急者遺言を読み上げ、遺言者がこれを肯定する発言(「はい」)は、「口授」の要件として、証人の1人に対して「遺言の趣旨を口授」することが求められる。この「口授」は、遺言者自らの声により、直接証人自らの声により、直接証人に対して述べる必要があるのか？